

令和7年度第2回 岡崎市こども発達センター関係機関連絡会議 会議録

日時	令和8年1月27日(火) 14:00~15:30
会場	こども発達センター 体育館棟 研修室
出席者 (敬称略)	岸本美紀、花田直樹、大賀肇、檜原翔、山本司将、世古裕子、塩沢美穂子、 平岩ふみよ、内藤智宣、吉川徹、塩谷典子、小山岳彦 計 12名
欠席者 (敬称略)	なし
傍聴人	0名
事務局	障がい福祉課:高橋課長、健康増進課:青山課長、近藤係長 保育課:勝瀬課長、こども家庭センター:鈴木センター長 こども発達センター:辻センター長 こども発達医療センター:福本所長 こども発達支援センター:加藤所長 こども発達相談センター:大須賀所長、藤野、石原、小林、都筑、小早川
議題	放課後等デイサービスに関する課題について
内容	<p>挨拶 (発達センター長 辻)</p> <p>今日は放課後等デイサービス(以下「放デイ」という。)について議題にさせていただきました。高市首相は社会保険制度を改革するという事で取り組んでおり、具体的には社会保障費用の負担の公平性と持続可能な医療福祉領域のサービス提供を再構築しようとしている。岡崎市においても限られた財源の中で持続可能な福祉サービスとするために、放デイもどこかの段階で見直しが必要という状況になっている。放デイが開始された頃は供給が足りず、供給できる能力を増やそうということでやってきたと思うが、現在供給量が確保できる状況となってきた。これからは量・質、ともにどう管理して運営していくかということが大切なテーマとなってくるので、今回は質をどう確保していくかについて、ご意見をいただきたい。</p> <p>議題 放課後等デイサービスに関する課題について</p> <p>・「放課後等デイサービスの支給決定の適正化について」</p> <p style="padding-left: 2em;">事務局(障がい福祉課 高橋課長)から説明</p> <p style="padding-left: 2em;">「放デイの支給決定の適正化について」、「児童福祉法に基づく児童通所サービス上限支給量指標(案)」について説明</p> <p>【檜原委員】運用について聞きたい。保護者から診断書を書くように依頼がきている。その内容はICD-10のFで始まるコードを付けることが求められているか。</p> <p>【障がい福祉課 高橋】今回お配りした最終版にあるように、決定事項としては、医療機関の診断書、意見書について一体のものとして扱い、Fコードはいらないというこ</p>

とになった。

【檜原委員】市から発信する情報内容が変わった影響なのか、保護者からの相談内容も時期によって変化しており、混乱があるようである。Fのコードがいなくなった場合、医学的な病名が必要なのか。発達障がいとしての病名が必要なのか。言語発達遅滞でもよいのか。診断書に療育的関わりが必要だと書いてあればよいのか。

【障がい福祉課 高橋】診断名がいるかと聞かれれば、行政機関としては欲しい。ただ運用としては、診断書・意見書があれば問題ない。国も療育の必要性があれば、放デイ等を認めていくとなっているので、療育が必要と書いてあれば認めていく。

【檜原委員】軽症のかたと、開業医に放デイの診断書を書いてもらいたいということがあると思う。開業医が自閉症の診断をつけることには、抵抗を感じるかたも多いと思うので、ありがたいと思う。

【大賀委員】診断名を書かないと、診断書にならない。意見書となる。事業所がとおっしゃるけど、先に医療側に相談いただければ、こういうことにならなかった。そのあたりは猛省を促したい。

自分の診ている子たちは、診断のつくかたで療育の必要な子なので、迷うことはない。明確に根拠のある子が通う所だと思う。ただ、成長していく中で、どの段階でもう必要ないと判断を下すかということは難しい。切るという判断も我々は必要になってくる。

【辻センター長】放デイは小学生から高校生まで使っているが、年齢の高い子の情報はあるか。

【大賀委員】中学校を卒業し、高校生になるときに終了になる子が多い。その中で、引き続き必要な子たちが一部継続して利用するパターンが散見される。

【吉川委員】この話を検討するためには、メインストリームとなる放課後施策の障がい児の受入れ状況のデータがないと、検討がそもそもできないと思う。放課後児童クラブ(以下「児童クラブ」という。)と放デイの岡崎市の障がい児の受入れ状況と、障がいのある子が放デイを断られている状況はあるのか無いのか、放デイで支給量を制限するのならメインストリームで確実に受けられるという状況を確認してからでないと、支給量制限はできないと思う。児童と家庭の状況に合わせて支給量を決定していかないといけないと思う。放デイを制限するなら、メインストリームはどうなっているのか、現状を教えてください。

【障がい福祉課 高橋】障がい福祉課のほうは障がい福祉の施策をしているということで、メインストリームについては詳しくは分からないところもあるが、児童クラブが他市と比べて少ないということは認識している。どのくらい療育が必要な子を児童クラブで受け入れているのかは数値としては持っていない。

【檜原委員】放デイがキャンセル待ちになっていて、実際に使いたいのに使えない人もいるのは確かなので、週5日も必要ない子の日数を制限するのは充分理解可能だと思う。児童クラブがどれだけ障がいの子を受け入れられるか。児童クラブを放デイはバックアップすると説明にあったが、本当なのかと思う。障がい児が児童クラブに

来ているのか。児童クラブは、受け入れる場所であって、支援する場ではない。預かっている場所。それをメインストリームにすることができるのか。児童クラブと放デイで、障がい児を受け入れるか、受けないかという議論になるが、そのような議論はしなかったのか。

【障がい福祉課 高橋】児童クラブを増やしてほしいということは言っている。他市でもグレーゾーンの子も児童クラブで受け入れている所が多い。岡崎では障がい福祉課の立場では申し上げられないが、インクルーシブという考えが強くなっていて、放デイだけで受け入れざるを得ない状況は解消されてくるものと期待している。

【辻センター長】児童クラブでも、障がいのある子の受け入れが始まっていて、中にはトラブルが起きて、内々で受けないでほしいという他の保護者からの声もあると聞いている。受け入れられるかという問題と、そこに預けている関係者の声など、一筋縄ではいかない課題と思っている。

【檜原委員】精神障害者保健福祉手帳(以下「精神手帳」という。)について話をしたい。療育手帳ではC判定だけど精神手帳を取ると2級になるだろうという子が結構いると思う。その子は精神手帳を持つかどうかで支給日数が変わる。

精神手帳の診断書は精神科医でなければ書いてはダメというくらいのことが書かれている。小児科医にとって精神手帳の診断書を書くにはかなりハードルがある。三河病院では児童精神科が回らなくなっている状況。その中で、小児科で精神手帳の診断書を書くことを受け入れるのはかなり無理がある。

【吉川委員】療育手帳については児相で判定するが、精神手帳に関与することは基本的にはない。精神手帳については、診断書は精神科で書いていることが大半。また愛知県ではこころの精神保健福祉手帳の発行に際して、保育園や学校における特別支援の状況を診断書に書くように強く求められる。その状況とこの話が連動するのか、しないのかは気になる。実際、文部科学省も強く打ち出しているように、障がいがあるから必ず特別支援学級や通級を使うとも限らない。逆に障がいと診断が無くても特別支援サービスを受けられることはいくらでもあるというのが文部科学省の立場。手帳や福祉サービスと連動するのか、文部科学省との話とはずいぶん違うと感じた。どう文科省の話と整合させるのかは難しそう。そこに愛知県特有の精神保健福祉手帳の支給に際しても考慮されている状況というのが、自分の中でも整合的な説明ができないが、そこを考えないといけないと思った。

【辻センター長】特別支援学級と、通常学級については差を設けないということで対応したという点と、みあい特別支援学校に行くようなお子さんの受入れが悪いという状況で、少し区別等をし、検討したと記憶している。

療育手帳について、療育手帳ならCだが、精神の手帳をとれば1、2級が取れる子は多そうなのか。

【吉川委員】それはたくさんいると思う。非虐待のPTSDの子と自閉症の子たちと、知的な能力と精神疾患についてはあまり連動しないので、たくさんいると思う。

【辻センター長】精神の手帳をうまく取れないから、受給が減ると言う可能性がある

ということですね。

【吉川委員】それはあり得ることだと思う。

【檜原委員】保護者の間では支援級かどうかによって受給日数が変わるという説明を聞いたため、迷われたというケースがあった。あと、途中で手帳を取得した場合はどうなるか。改めて更新することができるか。

【障がい福祉課 高橋】学校によって、支援級で多く受け入れるという学校や、インクルーシブで普通級で受け入れていくという学校もあり、学校によっていろいろな方針があるということが分かってきた。また1学期、2学期で支援級から普通級に変わったり、3年生から普通級から支援級に行くなど様々な状況があることが分かってきたので、支援級かどうかの区分けはしないこととした。途中で手帳取得した場合、途中で多い支給量に変更することは可能。

【檜原委員】年長で精神手帳を書くにあたり、支援級に行くから診断書を書いてくださいということがあった。精神手帳の取得にあたり、支援級に行かないなら差し返されたということもあった。支援級かどうかというのが精神手帳の取得にあたり大きく影響しているということを情報提供しておきます。

【花田委員】本件に関して、年末に小児科医会で説明を聞いたが、市が見直しを進めていることを知らない先生が多かった。必要とする子に療育が届かないというのはおかしいということで、大局的な視点で趣旨はよいと思う。ただ、市の進め方、やり方にはいろんな議論があった。診断については、小児科医にとってハードルが高いことが議論になった。行政で仕組みを作ってもらえればよい。例えば、発達センターで診た子は診断がついてくるなら、その後は開業医で使えるだろう。ただ、2～3年たった時に良くなったからもう療育はいいねと言いにくい。誰が言うのかという議論があった。それについては福本先生とやりとりしながら変更がある場合には対応していきたい。

診断書にせよ、意見書にせよ、サービス受給を決めるのは医療機関では無い、ということではよいでしょうか。意見書を書くということは重い。それによってお母さんたちに影響するのであれば、療育を使ったほうがよいということを決めるのは行政のほうで動いてほしい、という意見がかなりあった。患者さんから、書いてもらえますかという声がぽつぽつ届いてきているのは確かだが、今のところ大勢が押し寄せてはいない。

みんなが怒りを感じているのは、いきなりはしごを外して今まで同様の利用はダメだよ、というのは気の毒なので、その進め方はソフトランディングというか、時間をかけてやるのが筋であろうというのが小児科医会の先生方の話であった。

【辻センター長】医師の診断が一丁目一番地であることは変わりないと思いますので、今後も見直し等があると思いますが、よろしくお願いします。

【吉川委員】本人の障がいの程度については医師が判断できるが、保育に欠けるかの判断については医師では判断できない。保育に欠けるかどうかということは、行政でやっていくのか。障がいの程度としては軽くても、保育が難しい場合どうするのか。

平日の日数に基づいてと言われていたが土曜日はどうするのか。診断書を書く時に、この子は医学的にはこうだが、保育がこれだけ必要だということを盛り込んでよいのか教えてほしい。保育の必要性と支給量について、どこで誰が判断するのか。

【障がい福祉課 高橋】障がい福祉課では、医学的に判断するセクションを持っていないので、あくまで行政の立場として妥当なラインで支給量の決定をするしかない。それ以上の厳格な判断を求められるなら、障がい者手帳取得者以外は障がい福祉サービスの支給決定支給はしないとするのも一つ。ただ行政としては、どこかのラインで仕切りを作らないといけないということで、厚労省、こども家庭庁の考え方もあるので、その指針に沿った形、また全国の中核市等の支給量決定の運用を調べた中で、こういった数値が妥当ではなかろうかという所で線を決めた。

【辻センター長】児童相談所で、家族の問題で家での生活が困難である子を預かることを求められる場合には、手帳所持等に関係なく、受給できるようなシステムになっているかということですか。

【吉川委員】親御さんの養育能力や、経済的状況であったり、親の就労支援、親の養育力と親から子への保育の提供量を考えると、支給量の決定が医師の医学的なものだけで行われるのは本当によいのか、行政で直接やることは難しいのなら相談支援専門員を活用することもあり得るだろうし、児相としては必要なら意見書を書くのもひとつかと思うが、そこをもう少し検討していただくとよいと思うがいかがか。

【障がい福祉課 高橋】児相の意見書は取り入れて、支給量決定の判断資料とすることは必要と判断している。それ以外の場合で、今後の検討課題ではあるが、就労等ができなくなるなどの経済的理由だけで放デイを利用し、それを障がい福祉施策でカバーするのは問題だと思う。

【吉川委員】なので、メインストリームの受入れ状況の確認が必須ということ。メインストリームに十分な受入れ状況があるなら、障がい福祉サービスの支給を親の就労支援の側面で絞るのは妥当だが、確認できてない状況で絞るということは、ちょっと理屈を付けにくいとは思う。高校生の年代で1人でお留守番出来ない子はわりといる。それはメインストリームがあっても難しいので、そこも含めて考えるのは難しい。

【世古委員】障がい福祉サービスの調整を行っている。相談支援事業所としても、市のほうには、この話が出てきたときには、医師の協力が無いと対応できないということで、夏ごろから医師への説明を求めてきた。また、児童クラブでの受入れ状態の確認が必須であるという意見はしてきた。実際に事業所も混乱したということについては、この場でお伝えさせていただく。

【内藤委員】保育園の立場からいうと、放デイや児童クラブは卒園した子の話になり、受け身の立場にいたので、今日の話は勉強になった。放デイの在り方というか、療育の考えでいったら、放デイで働いているかたは心理士なのか、保育士や、資格なしのかたなのか。資格なしなら放デイの質を担保するのは難しいのではないかと思った。

【塩沢委員】放デイには保育士、教員、心理士、作業療法士、言語聴覚士などいろいろな職種が連携して療育を行っている。無資格でも働くことはできる。質の担保はそ

っていないので、それぞれの事業所がそれぞれの考えでやっている。岡崎市だと事業所連絡会で事業所の連携を取り、質の担保を図っている。

このように支給量を制限されたが、これで本来の目的である重度の子に必要な枠を作るということが実際に実現していけるのか。質も担保がされていない事業所もある中で、枠を制限したからといって、重度の子を事業所側が受け入れられるのか、そのへんのところはどうかということとは常々思っている。

事例として、小学1年で放デイと児童育成センター(以下、「育成センター」という。)を使っている子が、2年からは育成センターはいっぱいだからということで断られた。そのお母さんは働いている。育成センターで受けれないなら、放デイにしますと言って、週4~5日受け入れられる他の放デイに変わっていった。こういうことが現実的にいっぱい起きていると思う。育成センターが断るときに、障がいのある子を断ることが起きてはいけませんが、ただ育成センターも大変そうなので、その状況を変えていくということをしていかないといけないと思う。福祉部とこども部で分かれていると思うが、一度岡崎市の中で子どもをどう見ていくかということの話し合いを進めていっていただかないと、せっかく支給量の制限を考えても、インクルーシブとは全く真逆の方向に進んでいってしまう可能性もあるのではないかと、ちょっと怖いと思っている。

【障がい福祉課 高橋】質の担保は難しい。放デイは、あくまで障がい福祉サービスの一つなので、目的としては皆と集団生活が出来て楽しくやれることが大事だが、保護者によっては勉強を教えてくれなくては困るという人もいる。放デイのあり方の中で、障がい福祉サービスというものが一体何であるのかということを利用されるかたにも知ってもらいたい。

放デイは増えている。これは厚労省も言っているが利益率が高いことも原因。3年に一度報酬改定が行われ、次は令和9年に報酬改定が行われるが、国は令和8年で緊急の報酬改定を行う予定で、新規事業者は報酬を減らすとしている。そういった所でもメスを入れつつある。放デイの質の部分も向上させるべきとも言っている。市として放デイと児童クラブが一体となって放課後の子どもを担っていくのであれば、岡崎市の中でどうしていくかをきちんと考えないと解決しないのは事実。ただ現実には、児童クラブは増えていかない状況。その中で放デイが増えている。国の福祉サービスなので、自己負担を除く費用の2分の1が国費、4分の1ずつを県と市が負担している。国費が入っている制度なので、障がい福祉課としては厳格にやっていかざるを得ない。

【檜原委員】先ほど放デイの主旨が違うのではないかという話があったが、主旨は違っていない。社会的スキルを学ぶことが多いのは確かだが、例えばダウン症だと社会的スキルはあるけど運動が苦手な身体能力を上げていきたいという子もいる。放デイでは学習支援をメインでやっているところもある。社会的スキルだけが対象ではない。いろんな事業所があるが、多くの保護者は、膨大なリストの中から、家に近い所から順番に問い合わせで見学していく。学習支援をしてもらいたいのに勉強を見ても

られないというのは、家族のニーズが、障がいに対するニーズにマッチする放デイに出会えてない。どういう方法で、どういうことを中心にやっている放デイなのか、情報を整理して保護者に提供されるべきである。それをどこが担うべきかは難しいが、情報を集約するのは相談支援事業所あるいは市役所がここはこういう事業所だと説明してほしい。質の話だが、日数を制限すれば質を担保されるわけではない。質の担保には誰かが監査しないとイケない。どんな支援をしているのかを行政の方々は見に行っているのか。質を管理しないとイケないと思う。実際にやってる所を見ていくことが必要。

【障がい福祉課 高橋】質の担保という所で市が定期的にチェックするのは有効だと思うが、現状では無理がある。それをやるなら、障がい福祉課は2つくらいの規模がないとやっていけない。あくまでも福祉サービスは性善説に基づいて、福祉の資格があるかたがやってくださっているという前提。そこに疑義があるときには監査や指導監査をして、最後の伝家の宝刀を振るう。今の所、手いっぱいというのが現状である。

【平岩委員】幼稚園の立場から、児童発達支援の話だが、利用しているかたが増えてきている。最近では送り迎えしてくれる事業所もある。幼稚園生活がメインで、幼稚園生活では欠けてしまうもの、特性にあった部分の応援をしてもらうことは、いけないとは言っていない。ただ保護者の要望に沿うことを前面に出している事業所が増えていると思う。例えば、「就学してから40分座っていられるようにします。」「指示が出たらすぐに動けるようにします。」などのキャッチフレーズ。そういう所が増えてきている気がしたので、保護者になぜ選ぶのか聞いたら、親では出来ないという答えだった。幼稚園はどういう場所だと思っているかを保護者に聞いたら保護者も困っていた。保護者の考え方におおらかさが欠けてきた。学校に行ったらどうしようという思いに振り回されている。事業所の人に、どういう人が運営してるかと聞いたら、高等学校の先生、小学校の先生をやってきた人がいて、若い人の定着率が悪いと言っていた事業所もあった。なるべく重度でない子から決まっていく傾向がある。年長の2学期ごろから保育時間から抜ける子もいる。なぜかと言うと、放デイにつながるためには、早くから行って事業所と繋がっていないと、学校に行ってからでは入れないということであった。いろんな問題が起こっていることは知っておいていただきたい。園での生活に影響が出ているお子さんもおり、それが原因かは分からないが不安に思う部分もある。

【山本委員】歯科医師会の立場からすると、直接的に放デイと関係する部分がないが、今回の話を持ち帰って、何かできることがあるか等考えたいと思う。

【岸本委員】学生の就職先で放デイということもある。魅力がある場所ではあるけれど、質の担保の部分では、千差万別の状態で行われている中で、ニーズの高いかたが利用できないという課題を聞き、考えていかないとイケない問題だと思った。10年前に育成センターに診断がついていないお子さんの巡回を依頼されたことがある。幼稚園時代は何もサービスを受けなくて、育成センターに入ってすぐ子ども同士のト

	<p>ラブルを抱えると言う事例も何件かあった。いろんな部署で連携していかないといけない難しい課題だと考えた。</p> <p>【塩谷委員】児童相談所の立場で言うと、療育手帳を所持してかつ養護性の高いケースで放デイを使っているケースがある。昨年は放デイからの虐待の通告が多かった。放デイは何かのスキルを伸ばしたりということももちろんあるが、第3の居場所にもなっている。特に家庭に問題があると価値観に非常に影響されている部分も多い。特性があり緊張を抱えているお子さんが、家庭でも学校でもない場所で心と本音を出せる場所だったのではないかと思う。多くの大人の価値観に出会える場所が減っていると感じるので、放デイが意見、本音を言える場所となっている、そういう側面もあるということを通告の多さから感じた。</p> <p>【小山委員】サービス支給量の区分案の中で特別支援学級と通常学級の境が無くなったのはありがたい。ただ、教育とこの制度の整合性というのは、例えば特別支援学校とそれ以外で今回の支給量にはラインがあるが、私たちは学びの場を柔軟に変更することとされているので、そこに境界線はないというふうに捉えている。そのため、重い子が支援学級にもいるし、逆もあり得る。学びの場が違うことが、支援の量に直接的にどう関わってくるのかは考えていただきたいと思った。何件か学事系のほうへお電話をいただくことがあり、特に就学に関して、育成センターを利用したいが、放デイがどれぐらい使えるか分からないのでどうしたらよいか、という問合せがあった。これに関して保護者への周知は済んでいるのか。4月1日以降増えるのか。</p> <p>【障がい福祉課 高橋】新1年生の子は新たな基準で始まるので、児童発達支援を現在使っている子の保護者に対しては、「4月1日以降こうなりますが、皆さんどうされますか。」というお知らせは出している。</p> <p>【小山委員】保護者は仕事を変えなくてはいけないという相談が多かった、ということをお場で伝えておきたい。</p>
<p>事務局 連絡事項</p>	<p>次回 開催予定</p> <p>第1回 令和8年7月28日(火)午後2時～</p> <p>第2回 令和9年1月26日(火)午後2時～</p>